

2020年12月15日

株主各位

東京都江東区東陽二丁目4番38号
株式会社HCSホールディングス
代表取締役社長 加藤 俊彦

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

2020年12月31日（木曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記録された株主をもって、当該基準日より3か月以内に開催予定の臨時株主総会において権利を行使すべき株主といたします。

以上